

■ 最終答申までに確認すべき事項について ■

1. 最終答申までに審議すべき内容として審議会で確認した事項

(資料№8-2「審議会の今後の進め方について」より)

□ 中間答申の健全化個別項目のうち、審議未了となっている項目の詳細な審議

- ①全事務事業の見直し
- ②補助金・負担金全般
- ③扶助費全般
- ④都市計画税
- ⑤資産の有効活用
- ⑥施設民営化(保育園等)
- ⑦歳入面

□ 「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」の詳細審議

- ①今後の投資的事業(駅周辺まちづくりなど)
- ②市民の健康管理・増進策
- ③企業誘致・社会資源の活用

□ 「今後の各種市民負担見直しに係るルール」についての審議(減免含む)

□ その他項目

第8回から第11回までの審議内容の確認

2. 第8回から第11回までの審議内容の確認

市の財政収支見通し（第8回～第10回 資料No.10-3 より）

経 常 枠

（単位：百万円）

区 分	年 度	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)
		金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
経 常 枠 歳 入	A	20,675	21,130	21,544	22,252	22,462	22,733	22,800	22,800	22,800	22,800
経 常 枠 歳 出	B	17,840	17,908	18,063	18,818	18,857	18,939	19,000	19,000	19,000	19,000
差引（特別会計と計画事業に使える一般財源の額）	A-B=C	2,835	3,222	3,481	3,434	3,605	3,794	3,800	3,800	3,800	3,800

特別会計繰出金の一般財源

特別会計繰出金に必要な一般財源	D	3,736	3,823	4,064	3,499	3,686	3,810	3,900	3,962	3,999	4,014
国民健康保険特別会計繰出金		1,034	1,073	1,224	1,028	1,070	1,097	1,129	1,162	1,196	1,231
下水道事業特別会計繰出金		1,540	1,508	1,504	1,089	1,146	1,172	1,159	1,112	1,034	930
介護保険特別会計繰出金		651	696	768	785	842	885	924	966	1,011	1,058
後期高齢者医療・老人保健医療特別会計繰出金		511	546	568	597	628	656	688	722	758	795
計画（政策）事業に充当できる一般財源	C-D=E	△ 901	△ 601	△ 583	△ 65	△ 81	△ 16	△ 100	△ 162	△ 199	△ 214

計画（政策）事業の一般財源

計画（政策）事業に必要な一般財源		574	757	879	859	1,134	930	892	897	849	769
計画（政策）事業に必要な一般財源（事業年度後の元利償還金）						130	171	293	400	513	603
計画（政策）事業に必要な一般財源計	F	574	757	879	859	1,264	1,101	1,185	1,297	1,362	1,372

予算時差引財源不足額	E-F=G	△ 1,475	△ 1,358	△ 1,462	△ 924	△ 1,345	△ 1,117	△ 1,285	△ 1,459	△ 1,561	△ 1,586
------------	-------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

決算時調整額（見込み額）	H	828	889	570	570	570	570	570	570	570	570
--------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

⇒決算調整額（見込み額）は、平成23（2011）年度までは実績を、平成24（2012）年度以降は、平成17（2005）から平成23（2011）年度、7年度の平均の額を記入しています。

決算時差引財源不足額	G+H=	△ 647	△ 469	△ 892	△ 354	△ 775	△ 547	△ 715	△ 889	△ 991	△ 1,016
------------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

財 源 調 整

赤字地方債（臨時財政対策債等）		700	540	700	200	200	0	0	0	0	0
財政調整基金取崩額・積立金（△マイナスの場合は、積んだ額の方が多いことを表している）		△ 53	△ 71	192	154	375	147	115	89	91	16
健全化必要額（H24年度比（ ）内は単年度）					歳入・歳出に含まれています	200	400 (200)	600 (200)	800 (200)	900 (100)	1,000 (100)

■ 第8回から第11回までの審議内容の確認①（補助金・負担金等の見直し）

■ 補助金・負担金の見直し（第9回・第10回 補助金・負担金等の見直しの考え方 資料No.10-6 より）

定期的に見直しを行う。

補助金・負担金は、市の政策や社会情勢など時代のニーズを的確に把握・反映させるため、定期的に検証を行うものとする。

負担金の効果を十分検証する。

負担金は、その金額に対する効果を十分検証した上で、①効果がないと判断されたものについては廃止するものとする。②効果が低いと判断されたものについては、支出先に対して、負担金減額または効果を高めるための要請、提案等を行うものとする。

申請交付手続きを明確化し、見直す仕組みをつくる。

補助金は、要綱等により補助対象経費、補助率、申請手続き等の明確化を行うとともに、定期的な見直し実施及び終期の設定を行うものとする。

①補助金のうち給付的補助金については、順次、現金（現物）給付型からサービス型への組み替えを行うものとする。

②補助金のうち運営費補助金については、その団体の資金収支の状況を把握した上で、市の政策・施策を補完すべき事業等に関し補助するものとする。

③補助金のうち事業費補助金については、その事業の必要性を十分検証した上で、市の政策・施策を補完すべき事業等に関し補助するものとする。

■ 第8回から第11回までの審議内容の確認②（補助金・負担金等の見直しⅡ）

■ 扶助費の見直し（第9回・第10回 補助金・負担金等の見直しの考え方 資料No.10-6 より）

定期的に見直しを行う。

扶助費は、市の政策や社会情勢など時代のニーズを的確に把握・反映させるため、扶助そのものの必要性の度合い等について定期的に検証を行うものとする。

必要性が低い事業は見直す。

検証により必要性が低いと判断された場合については、廃止または必要性が高い分野への予算の組み替えを行うものとする。

必要性が高い事業も合理性・妥当性を問い直す。

検証により必要性が高いと判断された場合についても、

- ①その対象者（年齢・所得状況・世帯構成等）が適切かどうか
- ②自己負担を導入しない理由があるのかどうか
- ③扶助する金額が適正なのかどうか等

を踏まえて、「一律給付から個別給付への転換」という観点から、制度設計の合理性・妥当性について定期的な見直しを行っていくものとする。

■ 第8回から第11回までの審議内容の確認③（歳入確保の方策）

■ 歳入確保の方策（第10回 資料No.10-10「歳入確保の方策」より）

○最終答申では歳出面だけでなく歳入面での方策も盛り込み、歳入・歳出の両面から財政健全化を目指すこととする。歳入確保の方策を議論するため、以下の5つに分類。

- I 市税・国保税収入の確保
- II 受益者負担の見直し
- III 市税以外の市債権の適正な管理
- IV 財産の活用
- V その他の歳入確保

■ 今後の各種市民負担見直しに係るルール（第11回 資料No.11-1「今後の各種市民負担見直しに係るルールについて」より）

○使用料について

近隣市との比較を行う。

行政財産使用料については、東京都や近隣市との比較の中で、設定に乖離があると認められる場合は、見直しを行うものとする。

まずは効果的・効率的な運営に努める。

公の施設使用料については、まずは行政が、使用料収入を増やすための努力を行うとともに、公の施設の効果的・効率的な管理運営に努めるものとする。

■ 第8回から第11回までの審議内容の確認④（今後の各種市民負担見直しに係るルール）

■ 今後の各種市民負担見直しに係るルール （第11回 資料No.11-1「今後の各種市民負担見直しに係るルールについて」より）

○使用料について

適切に経費を計算し、適切な金額を設定する。

公の施設の整備・運営経費（用地取得費（借地料換算）・施設建築費（減価償却費）・管理運営費・事務経費等）をベースとし、公の施設の設置目的や性質、公の施設を利用しない市民との公平性や施設利用の必需性などの観点から、カテゴリー別に「公費で負担すべき部分」、「利用者が負担すべき部分」を設定する。その上で、「利用者が負担すべき部分」について「使用料」として利用者から徴収するものとする。

⇒⇒⇒ 『国立市公共施設白書』をもとに「施設別コスト計算書」を作成（資料No.12-5参照）

定期的な見直しを行う。

公の施設の使用料の料金体系は、社会情勢の変化など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、毎年度検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合は、見直しを行うものとする。

○手数料について

まずは効果的・効率的な運営に努める。

手数料については、まずは行政が、手数料を徴収し交付等を行っている事務のコストを抑えるため、効果的・効率的な行政運営を行うものとする。

■ 第8回から第11回までの審議内容の確認⑤（今後の各種市民負担見直しに係るルール）

■ 今後の各種市民負担見直しに係るルール （第11回 資料No.11-1「今後の各種市民負担見直しに係るルールについて」より）

○手数料について

実費相当額は負担を求める。

事務経費をベースとした実費相当額について「手数料」として市民・事業者から徴収するものとする。ただし、国の法令や都の条例等で標準的な金額が設定されているものは原則としてその金額に準拠する。

定期的な見直しを行う。

手数料の単価は、社会情勢の変化や事務コストの増減など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、4年に1回は検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合においては、見直しを行うものとする。

○本人等負担金について

まずは施設運営コストを抑える。

本人等負担金については、まずは行政が、施設運営コストを抑えるための努力を行うものとする。

国等の徴収基準を基本とする。

国等の徴収基準が定められている本人等負担金についてはそれを基本とし、現行の負担金額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、見直しを行うものとする。

■ 第8回から第11回までの審議内容の確認⑥（今後の各種市民負担見直しに係るルール）

■ 今後の各種市民負担見直しに係るルール （第11回 資料No.11-1「今後の各種市民負担見直しに係るルールについて」より）

○ 本人等負担金について

適切に経費を計算し、適切な金額を設定する。

国等の徴収基準が定められていないものや現に自己負担を求めているサービスについては、施設運営コストをベースに、必需性や私益性などの観点から、カテゴリー別に「公費で負担すべき部分」、「利用者が負担すべき部分」を設定し、「利用者が負担すべき部分」について「本人等負担金」を徴収するものとする。

定期的な見直しを行う。

徴収にあたっては応能負担による料金体系を設定するとともに、他市の動向や類似の事業・制度等との比較により、負担金額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、見直しを行うものとする。

○ 目的税（都市計画税・国民健康保険税）について

適切に経費を計算し、適切な金額を設定する。

目的税はその用途が特定されることから、事業の将来予測等を行った上で、適切な水準となるよう、税率等を決定するものとする。

定期的な見直しを行う。

目的税は、事業費に対して適切な水準となるように、毎年度検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合においては、見直しを行うものとする。

3. 現時点で審議未了となっている項目を審議するにあたっての確認事項

■「実施計画参考資料 長期収支試算」をもとに作成した改善目標の確認

(単位:百万円)

年 度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)
区 分	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
経 常 枠 歳 入	A	23,169	23,681	24,021	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200
経 常 枠 歳 出	B	20,024	20,298	20,415	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400
差引(特別会計と計画事業に使える一般財源の額)	A-B =C	3,145	3,383	3,606	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

特別会計繰出金に必要な一般財源	D	3,498	3,737	3,879	3,894	3,944	3,983	4,108	4,255	4,409	4,520
国民健康保険特別会計繰出金		1,028	1,124	1,169	1,204	1,240	1,277	1,315	1,354	1,395	1,437
下水道事業特別会計繰出金		1,089	1,145	1,171	1,069	997	908	888	883	876	818
介護保険特別会計繰出金		785	842	885	938	994	1,054	1,128	1,207	1,291	1,381
後期高齢者医療特別会計繰出金		596	626	654	683	713	744	777	811	847	884
計画(政策)事業に充当できる一般財源	C-D =E	△ 353	△ 354	△ 273	△ 94	△ 144	△ 183	△ 308	△ 455	△ 609	△ 720

計画(政策)事業に必要な一般財源 (普通建設事業以外)	F	391	483	330	306	300	332	330	330	359	359
計画(政策)事業に必要な一般財源 (普通建設事業)	G	205	387	322	363	336	256	177	177	141	141
計画(政策)事業に必要な一般財源 (事業年度後の元利償還金)	H		53	90	209	316	429	516	575	633	679
計	F+G+H =	596	923	742	878	952	1,017	1,023	1,082	1,133	1,179

予算時差引財源不足額	E-I+J	△ 949	△ 1,277	△ 1,015	△ 972	△ 1,096	△ 1,200	△ 1,331	△ 1,537	△ 1,742	△ 1,899
------------	-------	-------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

決算時調整額(見込み額)	K	594	570	570	570	570	570	570	570	570	570
--------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

⇒決算時調整見込額は、H17(2005)年度からH23(2011)年度、7年度の平均の額を記入しています。H25(2013)年度は、その額に給与決定見込み分を加えています。

決算時差引財源不足額	J+K=L	△ 355	△ 707	△ 445	△ 402	△ 526	△ 630	△ 761	△ 967	△ 1,172	△ 1,329
財 源 調 整											
臨時財政対策債		200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整基金取崩額-積立金(△マイナスの場合は、積んだ額の方が多いことを表している)		155	307	45	△98	△74	△70	△39	67	172	229
健全化必要額(H25年度比()内は単年度)	歳入・歳出に含まれています	200	400(200)	500(100)	600(100)	700(100)	800(100)	900(100)	1,000(100)	1,100(100)	

■改善目標に対する審議会の基本的考え方(案)

1点目

- ◆ 中間答申で健全化効果額試算を行った個別項目のうち、現段階で未実施となっているものについては、健全化方策の実施を引き続き求める。また、実施したものの、中間答申の健全化効果額試算額に満たない項目については、未達成の部分を実施するよう市に提言する。

2点目

- ◆ 中間答申で健全化効果額試算が空欄となっている個別項目のうち、審議会として実施すべきと考える項目で、新たに健全化効果額を試算できるものについては、効果額の試算を行った上でその実施を市に提言する。

3点目

- ◆ 中間答申で健全化効果額試算が空欄となっている個別項目のうち、審議会として実施すべきだと考える項目だが、審議会において詳細審議が行えない項目については、健全化のための仕組みを提示するに留め、最終答申を受けた市が、その仕組みをもとに着実に健全化を実施していくことを提言する。

4. 現時点で審議未了となっている項目の詳細審議

① 補助金・負担金・扶助費

- ・中間答申では、「任意性の高い項目の重点的な見直し」を行うと明記した。その後、第9回・第10回審議会で審議したが、見直しを実施するための外部評価機関について具体的な検討が未了。

◆外部評価機関の位置づけ(案)

⇒⇒⇒ 外部評価の流れ(案)は資料No.12-6を参照

- 補助金・負担金・扶助費の見直しについてだけでなく、使用料・手数料等の検証・見直しや事務事業の見直しについても評価を行う機関とし、行政内部による検証・評価を補完する仕組みとする。
- 使用料・手数料等において「料金体系等を定期的に見直す」とした項目について、行政内部による検証結果の妥当性を確認する機関とする。

② 施設民営化(民間移譲・指定管理者等)

- ・中間答申では保育園について健全化効果額の試算を行ったが、他の施設についての検討は未了。

◆「市民サービスの向上・効率化を」の基本原則(審議会中間答申より)

- 施設において行う市民サービスについては、民営化や官民連携等の手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。
- 国立市が保有する施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理及び運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、民営化や官民連携等の手法も十分考慮に入れるべきである。

③ 都市計画税

- ・中間答申では健全化個別項目の一つとして明記したが、検討継続事項となっていた。その後、見直しルールについて第11回審議会でも審議したが、健全化個別項目として最終答申に盛り込むかどうかの検討は未了。

※都市計画事業費の一般財源に対する都市計画税収割合75.6%（平成23年度）

◎多摩26市別 都市計画税率一覧

(平成25年2月現在)(単位：%)

市 名	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市
現行税率	0.27	0.24	0.20	0.225	0.25	0.20	0.25	0.25	0.24	0.27	0.27	0.25	0.29
現行税率が適用された年度	平成6年度	昭和63年度	平成6年度	平成24年度	平成3年度	平成9年度	平成3年度	平成6年度	平成12年度	平成13年度	昭和63年度	平成3年度	平成24年度
現行税率適用前の税率	0.25	0.30	0.22	0.22	0.28	0.22	0.27	0.27	0.25	0.26	0.30	0.27	0.27

市 名	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市
現行税率	0.27	0.27	0.24	0.25	0.26	0.25	0.27	0.25	0.20	0.27	0.25	0.27	0.27
現行税率が適用された年度	平成18年度	平成14年度	平成21年度	平成15年度	平成3年度	平成13年度	昭和63年度	平成6年度	平成24年度	昭和63年度	平成3年度	平成8年度	平成24年度
現行税率適用前の税率	0.28	0.28	0.25	0.255	0.28	0.24	0.30	0.26	0.23	0.30	0.28	—	0.25

※ あきる野市は合併以降変更なし

④ 歳入増

- ・第10回審議会において審議したが、公共資産の有効活用、地域活性化策等について具体的な検討がなされていない。

◆歳入増に向け、市が力を入れて取り組むべき項目

ア. 寄附制度の充実

- くにたち未来寄附の充実（市の歳入増）
- 寄附制度を活用した市の出資団体の自主努力の促進（出資団体の歳入増、市の歳出減）

イ. 魅力あるまちづくり（審議会中間答申より）

- 健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。

⑤ 国立市のビジョンについて

- ・審議会では、これまでも市の行政経営方針や実施計画等の内容を確認してきたが、市のビジョンについて審議会としての確認がなされていない。

⇒⇒⇒ 政策ビジョン「くにたち魅力創造」については資料No.12-7を参照